

厚木市客引き行為等防止条例

平成 25 年 12 月 27 日
条例第 24 号

(目的)

第1条 この条例は、公共の場所において、市民に不安を与え、又は迷惑をかける客引き行為等を防止し、もって市民が公共の場所を安心して安全に利用できる生活環境の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所 道路、公園、広場、駅その他の公共の用に供する場所をいう。
(2) 指定営業 次に掲げる営業をいう。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項に規定する接待飲食等営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業

イ 専ら異性をして人の身体に接触して行う役務又はこれを仮装したものの提供を行なう営業

ウ 飲食店営業（設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可を受けて営むものをいい、アに該当するものを除く。）のうち、バー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業（営業の常態として通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。）

エ 個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる施設を提供して営む営業

- (3) 勧誘 呼び掛け又はビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示すること等により人を誘う行為をいう。

- (4) 客引き行為等 次に掲げる行為をいう。

ア 指定営業の客となるように行う勧誘

イ 指定営業の情報の提供に係る勧誘

ウ 指定営業又は性的好奇心をそそる写真、映像等を撮影するための被写体となる行為の役務に従事させる目的で行う勧誘

エ 拒絶の意思を示している者に対し、執ように行う勧誘（アからウまでに掲げる勧誘を除く。）

オ アからウまでに掲げる勧誘を行う目的で、うろつき、とどまり、又はたむろする行為

カ アからオまでに掲げる行為のほか、市民に不安を与え、又は迷惑をかける行為であって、規則で定めるもの

(客引き行為等の禁止)

第3条 何人も、公共の場所において、客引き行為等をしてはならない。

(客引き行為等を用いた営業の禁止等)

第4条 事業者（事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。以下同じ。）は、公

共の場所において客引き行為等（第2条第4号ウ及びオに掲げる行為を除く。以下この項において同じ。）をした者又は当該客引き行為等に関係のある者から紹介を受けて、当該客引き行為等を受けた者を客として当該事業者の店舗に立ち入らせてはならない。

2 事業者は、公共の場所における客引き行為等の禁止に関し、従業員に対する指導、監督その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（指導）

第5条 市長は、第3条又は前条第1項の規定に違反した者に対し、必要な指導を行うことができる。

2 市長は、事業者が行う事業に関し、第3条の規定に違反する行為が行われたときは、当該事業者に対し、当該客引き行為等が行われないよう必要な措置（以下「客引き行為等防止措置」という。）を講ずるよう指導することができる。

3 市長は、前2項に規定する指導をあらかじめ指定する者に行わせることができる。

（特定地区の指定等）

第6条 市長は、公共の場所における客引き行為等を防止する必要があると特に認める区域を客引き行為等防止特定地区（以下「特定地区」という。）として指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、特定地区の指定を変更し、又は解除することができる。

3 市長は、前2項の規定により特定地区を指定し、変更し、又は解除したときは、その旨を告示しなければならない。

（勧告）

第7条 市長は、特定地区において第5条第1項の規定による指導を受けた者が、特定地区において第3条又は第4条第1項の規定に違反したときは、その者に対し、当該違反行為を行わないよう勧告することができる。

2 市長は、特定地区において第5条第2項の規定による指導を受けた事業者が正当な理由なく当該指導に従わなかったときは、当該事業者に対し、客引き行為等防止措置を講ずるよう勧告することができる。

（質問等）

第8条 市長は、第5条及び前条の規定の施行に必要な限度において、その職員をして、次に掲げる措置を行わせることができる。

（1）第3条又は第4条第1項の規定に違反する行為をした者及び当該行為に関係のある者に対し、質問その他当該行為を明らかにするために必要な行為をすること。

（2）第3条又は第4条第1項の規定に違反する行為に関し、当該事業者の事務所、店舗その他事業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査すること（以下「立入調査」という。）。

2 前項各号に掲げる措置を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはなら

ない。

(公表)

第9条 市長は、第7条第1項又は第2項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、その者に意見を述べる機会を与えるなければならない。

(協力要請等)

第10条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、官公署又は公私の団体に照会し、又は協力を求めることができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

(1) 第7条第1項又は第2項の規定による勧告を受けた者であって、当該勧告に従わないもの

(2) 第8条第1項第1号の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項第2号の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年条例第27号)

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条第3号の改正規定は、公布の日から施行する。